

## 平成 21 年度 南島原市個人情報保護制度運用状況

I. 南島原市個人情報保護条例第 7 条の規程により、実施機関は、個人情報の収集に係る事務を新たに開始、変更するとき又は廃止するときは、市長に届出なければならないこととなっています。

届出なければならない事項は、事務の名称、目的その他必要な事項となっています。

平成 21 年度の届出状況は、表 1 のとおりです。

表 1

実施機関名	届出件数				届出事務数 (平成 22 年 3 月 31 日現在)
	開始	変更	廃止	計	
市長	8	0	20	28	45
教育委員会	0	0	0	0	19
選挙管理委員会	0	0	0	0	8
監査委員	0	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	1
議会	0	0	0	0	0
計	8	0	20	28	75

## II. 開示請求件数及び処理状況

実施機関	請求件数	個人情報件数	処理状況						開示率 (%) (B+C/A-E-F-G) × 100
			開示 B	一部開示 C	非開示 D	不存在 E	存否対応拒否 F	取下げ G	
市長	1	1	1	0	0	0	0	0	100
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	-
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	-
農業委員会	1	1	0	1	0	0	0	0	100

固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	-
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	2	2	1	1	0	0	0	0	100

### Ⅲ. 非開示(一部開示)理由別内訳

部分開示となった事例の非開示理由は、南島原市個人情報保護条例第17条第3項第1号に該当のためが1件でした。

### Ⅳ. 写しの交付件数

平成21年度は2件した。

### Ⅴ. 口頭による開示実施状況

平成21年度はありませんでした。

※ 実施機関が定めた保有個人情報については、口頭による開示を行うことができます。

### Ⅵ. 訂正請求・利用停止請求の件数及び処理状況

平成21年度はありませんでした。

### Ⅶ. 南島原市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理件数

平成21年度はありませんでした。

### Ⅷ. 不服申立ての状況

平成21年度はありませんでした。